

? もうすぐ 光 がやってくる!! ? ? ? 「どうなる? どうするの?」にお答えします! ?

現在、各戸に設備を設置中で、設置が完了したご家庭からサービスの提供を行っております。まだのご家庭は今しばらくお待ちください。さて、今回はよくある質問についてまとめてみました。サービスを受けられている方もまだの方も必ずご覧ください。

NHK－BS放送について

テレビ組合から美作市ケーブルテレビに変わるとNHK－BS放送は見えなくなります。

■続けて見たい方

- ・BS用のアンテナとチューナー又はチューナー内蔵のテレビ（ビデオ）が必要です。

■もう見ないといわれる方

- ・衛星カラー契約をカラー契約に変更する手続きを行ってください（NHKの受信料が安くなります）。手続きは、次の手順により各自で行ってください。

①NHK受信契約のフリーダイヤル（0120-151515）に電話する。②電話で「これまで、テレビ組合で衛星放送を見ていたが、この度、美作市ケーブルテレビになり、美作市ケーブルテレビでは衛星放送を放送していないので、衛星契約をカラーのみの契約に変更したい。」と申し出てください。③後日、NHKから申請書が届きます。④その申請書に記入して申請書をNHKに返送してください。

自主放送とサンテレビのチャンネルあわせについて

自主放送10ch、サンテレビ4chはご家庭のテレビの設定状況により、別途設定が必要な場合があります。チャンネル設定で10ch、4chを選局してください。

地上デジタル放送の対応について

今回、光ファイバを整備し、美作市ケーブルテレビになりますが、放送はアナログ放送のままです。美作市ケーブルテレビではデジタル放送対応を2010年に予定しています。それまでは、デジタル放送対応の機器は必要ありません。

告知放送の開始時期について

告知放送の開始は、全村の工事がすみ次第実施します。それまでは防災行政無線で放送を行います。テレビの文字放送も同じですが、チャンネルあわせのため試験映像は常時放送します。災害時などの非常時には、これまでの防災行政無線を使用しますので、これまでどおり管理をお願いします。

域内無料電話の利用について

加入申込説明会でも説明しましたが、域内無料電話は1回線のみの利用になります。1家庭で2電話2回線で利用される場合、1回線は域内無料電話が利用できますが、残り1回線はご利用になれませんのでご注意ください。ただし、ひかり電話は2回線で使用できます。域内無料電話をかける場合は、現在使用中の79の頭に2を付けてください。『例：279-****』（相手方の工事が終了していない場合は使えません。）

テレビの申込・口座振替の申込について

美作市ケーブルテレビへの加入申込と利用料の口座振替について後日文書を送付します。両方記入の上、役場に提出いただくようお願いします。料金の支払いについては、原則、口座振替のみとさせていただきます。

統一地方選挙日程が決まりました。みなさん揃って投票しましょう。

選挙の種類	告示日	投票日
岡山県議会議員選挙	平成19年3月30日(火)	平成19年4月8日(日)
西栗倉村議会議員選挙	平成19年4月17日(火)	平成19年4月22日(日)

※期日前投票制度もご利用できます※

投票日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務が見込まれる人は投票日前であっても期日前投票ができますので、投票日に都合が悪い方は是非期日前投票を済ませておきましょう。

■期日前投票の期間（期日前投票は各選挙の告示日の翌日からになります）

岡山県議会議員選挙 3月31日(土)～ 4月7日(土)

西栗倉村議会議員選挙 4月18日(水)～ 4月21日(土)

※受付時間は両選挙とも午前8時30分～午後8時までです。

■期日前投票の場所 村役場1階

※不在者投票制度もご利用できます※

長期の仕事や旅行等で、投票日当日及び期日前投票の期間に投票が出来ない方は、仕事先または、旅行先などの市区町村選挙管理委員会では不在者投票ができます。西栗倉村選挙管理委員会に、直接または郵便によって投票用紙と投票用封筒の請求をしてください。

◎選挙についての問い合わせ先は西栗倉村選挙管理委員会事務局（TEL：0868-79-2111）まで

【軽自動車税のお知らせ】

動かなくなり
乗らなくなったバイク、
軽自動車、
乗用農業機械は
ありませんか？

軽自動車税は、毎年4月1日現在の
の原動機付自転車・軽自動車・小型
特殊車二輪の小型車の所有者に対し
て課せられる税金です。月割課税制
度が無いので4月2日以降に譲渡や
廃車しても、年税額を全額納めて
いただくようになります。また、動
かなくなつて、そのまま放置してい
たり、盗難に遭い警察へ届けた後に
廃車手続きをしていない場合やナン
バープレート返却せずに廃棄した
場合など、廃車手続きをしない限り、
軽自動車税が毎年課税される事とな
ります。必ず廃車手続きを行って下
さい。

《廃車の手続きについて》

① 転 出・西栗倉村の登録を抹消
して、他の市町村のナンバープレ
ートの交付を受ける。

② 譲 渡・他の人に譲る場合。

③ 廃 棄・登録を抹消し車体を廃
棄する場合。

④ 盗難紛失・ナンバープレートや車
体が盗難又は、紛失した場合。

《廃車の手続き届け出先》

廃車の手続きは次の届出先で行つ
てください。種類別に届出場所、必
要書類が違います。詳しくは各届
出先へおたずねください。

・・・種類別の届出先・・・

■原動機付自転車（125cc以下） ・小型特殊自動車 役場総務企画課 TEL 79-2111
■125ccを超える二輪のもの 中国運輸局岡山運輸支局 岡山市藤原24-1 TEL 086-273-2111
■軽自動車 軽自動車検査協会岡山事務所 岡山市久米178-3 TEL 086-245-3600

《役場で廃車手続きできるもの》

◎原動機付自転車（125cc以下）

◎小型特殊自動車

手続きに必要なものは、ナンバー
プレート・標識交付証明書・所有者
の印鑑・身分証明書（運転免許証な
ど）です。ただし、次の場合は、別
に必要なものがあります。

※盗難紛失の場合は、警察へ被害届
を提出すると発行される『盗難届出
受理証明書』を提出してください。

※盗難以外の理由で、ナンバープレ
ートを紛失した場合は、役場総務企画
課までご相談いただき、ナンバープ
レートの再交付手続きを行ってくだ
さい。その際、弁償金二〇〇円が必
要になります。